

令和2年度 名古屋養育院・ドミトリー南風&桜風 事業計画

1. 事業運営基本計画（事業目標）

- (1) 安心安全な生活の保障
- (2) 子どもの発達・自立支援・権利擁護
- (3) 職員の人材育成と資質向上
- (4) 食育の改善向上
- (5) 小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化を図るための整備計画
- (6) B C P（事業継続計画）の策定

2. 具体的計画

- (1) 子どもたちが主体的に安全で安心できる生活を築くことができるよう、職員が同じ方向性を持って支援をしていきます。子どもと職員の話合いを大切に、子どもの意見に耳を傾け、職員としての思いを真剣に伝えることを通して、共に学び合い、共に成長していきながら生活づくりをしていきます。
- (2) 子どもの年齢や個々に応じた発達を促し、社会に出た時に自覚を持って自立した生活を送ることができるよう支援をしていきます。幼児から高校生まで、それぞれの発達段階に応じた社会性・道徳心・学力を身に付けることができるよう計画的かつ具体的な支援ができるような仕組みづくりを目指します。そういった取り組みが子どもの権利擁護に結び付くと考え、職員ひとりひとりが意識を持って取り組む事ができるよう、委員会活動を権利擁護に向けた取り組みと位置づけます。
- (3) 職員の育成について、当院の風土である話し合いで解決することを活かし、子どもたちが生活しやすい環境とは何かを考え、養育観を確立していきます。その過程を通し、職員個々の気づきを育み、職員集団の意識を高めていきます。子どもと共に育ち合うことができる職員、子どもたちの気持ちに寄り添い、成長を喜ぶことができる職員、自らのあるべき姿を見つめ、自らを問いかけることができる職員の育成、職員集団への成長を目指します。
- (4) 入所する前の偏った栄養摂取や不規則食事などの食生活の乱れは、子どもの将来の肥満や生活習慣病に結び付きやすいため、規則正しい食習慣の基礎を身に付けて生涯の健康づくりに繋げていけるよう努めます。

栄養バランスの良い料理を作る工夫はもちろんですが、食事の時間は子どもと職員、子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう楽しく「ほっ」とできるオアシス的雰囲気となるよう配慮し、かつ日々の食事がマナーを学ぶ場となるよう努めます。
- (5) 「名古屋市社会的養育推進計画」とリンクさせながら、当院の養育の強みが活かされるよう、毎年実効性のある計画を思案していきます。その中で、人材育成の在り方と資金面、ハード面の再構築について情勢を見定めて検討して参ります。

子どもたちの生活にとってより家庭的な養育とは何かを、職員、子どもと話し合いながら進めていきます。
- (6) 法人本部との連携を軸に、災害などの緊急事態が発生した場合を想定し、初動計画に力点を置いて、子どもや職員の安全を図り、事業の継続や復旧を図るための計画、B C Pを策定します。

令和2年度 子ども家庭支援センターさくら 事業計画

1. 事業運営基本計画（事業目標）

- (1) 子ども虐待の予防
- (2) 里親の支援
- (3) 職員の専門性の向上
- (4) 本体施設との協力連携

2. 具体的計画

- (1) ①相談支援の充実を図ります。電話相談、来所相談、訪問相談、心理相談を通じ、子育てに関する不安感や焦燥感に丁寧に取り組みます。保育士、社会福祉士、心理担当職員、専門職で情報の共有、インテーク、アセスメント、支援、モニタリング、再アセスメント一連のケアマネジメントを行います。その過程で評価を丁寧に行い、役割分担と他機関連携の有無を明らかにして支援します。
②名古屋市地域子育て支援拠点（さくらあそび場）事業を展開し4年目を迎えました。子育ての知識やスキル、子育てサークル・サロン等の開催や他機関の情報提供、外部講師による啓蒙活動を行うと共に、子ども家庭支援センターの専門性（相談支援）を意識的に発揮し、ニーズ把握に努めます。また、地域の子ども家庭における総合的拠点として情報発信と受信に工夫して参ります。
③養育者の心と体の休養を保障するため、短時間託児を社会貢献事業の一環として無料で継続実施します。
④近年、生活保護世帯の子どもの進学問題や低年齢出産育児、不登校問題、家庭でネグレクトや心理的虐待が疑われるケースなど問題が深刻かつ複雑化しています。市、児童相談所、区役所、学校（スクールカウンセラー含む）、病院、保健所、障がい者基幹支援センター、民生児童委員など各機関とケースカンファレンスを開催し、連携方法と役割を明確にしたチーム支援がより求められています。
昨年度に引き続き、南区要保護児童対策地域協議会（要対協）実務者会議構成員として、さくらの専門性を発揮できるよう努めます。
⑤児童相談所からの指導委託は、さくらの重要な業務のひとつです。しかし困難事例に直面した際、相談員が思い悩み、抱え込むことのないようセンター職員で報連相を大切に支え合っていきます。
- (2) 子ども家庭支援センターの業務に里親支援があります。市、児相、名養協、里親会、本体施設および里親支援専門相談員と連携を深めること。市民に里親や里親制度の認知度を上げる取組みをより充実させること。里親が孤立する事なく養育できるよう、里親家庭や里親自主サークル活動のサポートを行います。
- (3) 長年、さくらが培ってきた子育て機関としてのノウハウ、相談員の温かい人柄を強みに、より豊かな地域の子育て支援のあり方を、ママボラさん含め思索し、出来る事から実行していきます。また、岡崎女子大学准教授のスーパーバイズ及び児相職員との定期的な協議検討は継続し、専門性の向上を図ります。
- (4) 「都道府県社会的養育推進計画」策定要領および「名古屋市社会的養育推進計画」において、本体施設との協力連携が地域の子育て支援にとって重要と謳われています。名古屋市、愛知県で唯一の児童家庭支援センターである強みを活かし、里親ショートステイやショートステイにおいて協力連携のあり方を共に検討していきます。